

## 07 財務省 構造改革特区第19次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>		
<b>要望事項 (事項名)</b>	たばこの製造・販売に係るたばこ事業法の適用除外	<b>都道府県</b>	徳島県	
		<b>提案事項管理番号</b>	1030010	
<b>提案主体名</b>	三好市			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	財務省
--------------------	-----

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>たばこ事業法第 3 条による原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ、同法第 8 条による製造販売について、日本たばこ産業株式会社以外に、たばこの内の刻みたばこについて地方自治体も加えていただきたい。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>三好市は、四国の中央に位置し江戸時代から「たばこの町」として栄えてきた。1800 年代の初頭に開発され、その後改良された「ぜんまい刻み機」を使って、「たばこ資料館」で日量 20kg 以内の製造を適切に行い、出荷及び納税の管理のため、資格をもつ市の関連施設数箇所に限定して刻みたばこを販売する。「たばこの町」三好市を全国に発信し、伝統文化・産業を伝承するとともに、農業振興や観光振興により地域の活性化を図る。</p>

## 07 財務省 構造改革特区第19次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>	境港ゲートウェイプロジェクト	
<b>要望事項 (事項名)</b>	外国籍トレーラーシャーシの国内走行と車上通関の 可能化	<b>都道府県</b>	鳥取県	
		<b>提案事項管理番号</b>	1052020	
<b>提案主体名</b>	鳥取県			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	警察庁 財務省 国土交通省
--------------------	---------------------

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>外国籍トレーラーシャーシが日本国内を走行するために必要とされている、自動車ファイルへの登録、保管場所の確保、自賠責保険への加入といった手続きを、境港臨港地区内道路に限り、不要とする。また、通常認められていない車上通関を併せて可能とする。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>コンテナ積み替え等国内の物流コストの低減を図ることにより、経済成長著しい北東アジアとの国際物流の活性化を図る。</p> <p>具体的には、外国籍シャーシ上の貨物の車上通関を行い、同シャーシを境港臨港地区内の道路に限定して走行可能とする。これにより国際物流におけるリードタイム、コストの削減に繋がる。</p> <p>提案理由： 境港は中国航路、韓国航路、環日本海航路といった国際定期航路を有し、北東アジアの経済発展に伴い、貨物量の増加が著しい。また、周辺にリサイクル企業が多いという立地条件を活かしリサイクルポートの指定を申請しており、静脈物流の拠点として期待でき、循環資源取扱量は今後8倍になる見込みである。また7月から始まった韓国産パプリカの輸入など新鮮な農林水産物の貿易へのニーズもあり、積み替えなしの一貫輸送の要請が高まりつつある。</p> <p>代替措置： 外国籍シャーシの走行に当たっては、他の交通の分離・遮断を確実に実施することによって交通の安全を確保することができる。と考える。</p>

## 07 財務省 構造改革特区第19次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>		
<b>要望事項 (事項名)</b>	地区内の移動性及び回遊性向上のため必要となる、	<b>都道府県</b>	宮城県	
	公園区域内における施設整備の規制緩和	<b>提案事項管理番号</b>	1056080	
<b>提案主体名</b>	仙台市			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	財務省 国土交通省
--------------------	--------------

<b>求める措置の具体的内容</b>	鉄道駅に隣接する公園内へのバス・タクシープールの整備のための規制緩和
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>H27年に開業予定の地下鉄東西線の(仮称)国際センター駅と(仮称)青葉山駅間にある仙台城跡や博物館、植物園や大学施設などへの移動性向上のため、駅に隣接する公園内にバスプールやタクシープールなどの交通結節施設が整備可能となるよう、都市公園法、国有財産法の規制緩和を求めるものです。</p> <p>具体には、当該公園敷地が国有地であり、国有財産法22条1項1号により本市が無償貸付を受けているところ、</p> <p>①都市公園法の特例措置として、公園内に交通結節施設の設置を可能とすること</p> <p>②設置する交通結節施設を公園区域から除外した場合においても、公共の用に供することから、これを特例的に無償貸付の対象とすることを求めるものです。</p>

## 07 財務省 構造改革特区第19次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>	
<b>要望事項 (事項名)</b>	特定農業者以外の者による特定酒類の製造事業	<b>都道府県</b>	新潟県
		<b>提案事項管理番号</b>	1060010
<b>提案主体名</b>	佐渡市		

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	財務省
--------------------	-----

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>特定農業者以外の複数の農家と旅館等が連携・協力し、製造について必要な技術的能力を備えた農業者が共同のどぶろく製造場において特定酒類を製造するため、その他の醸造酒(どぶろく)の製造免許を申請した場合は、酒税法第7条第2項(最低製造数量基準(年間6キロリットル))の規定は適用しない。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>過疎・高齢化が進む中山間地域では、農業者の減少が進み、担い手の確保も難しくなっている中、当市の限界集落地域から「伝統的な昔ながらの地域のどぶろくを提供したい」という相談があった。</p> <p>農業生産法人化や製造場の設備投資等への不安もあり、また、現行制度では「特区内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者(特定農業者)が、当該構造改革特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造し、提供すること」とされているため実施できない。</p> <p>地域内の複数の農家による原材料の生産と、製造場の共同利用による設備投資等の負担の軽減、地域内の複数の民宿等が連携協力し、飲用の提供を可能にすることにより、特区の区域内に訪れる者への満足度の向上と地域の特性を活かす。</p>

## 07 財務省 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	金沢税関支署小松空港出張所管轄エリアの区域の変更	都道府県	石川県	
		提案事項管理番号	1061010	
提案主体名	上田運輸株式会社			

制度の所管・関係府省庁	財務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
大阪税関配下の「金沢税関支署小松空港出張所」について、小松空港エリア外の「小松市内全域」にその管轄区域を拡大することにより、小松市内の保税蔵置場・通関業者の物流リードタイムを大幅に短縮し、改善を図る。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>地方空港及びその周辺地域の物流は、大都市圏と比較し、そのスピードにおいて歴然とした格差が存在しており、競争力の低下は明らかである。</p> <p>具体的には、現在、金沢税関支署の管轄は「石川県」、小松空港出張所は「石川県のうち、小松市のうち小松飛行場エリア」と限定的である。その小松出張所の管轄区域を「小松市内」と拡大し、以下の問題をクリアすることによって、大都市圏に引けを取らない物流効率化を実現することが可能となり、その結果、小松空港取扱いの貨物の物量の増大と、小松空港全体の活性化に繋がるものとする。</p> <p>提案理由：</p> <p>①弊社保税蔵置場は小松空港エリアの近辺であるが、空港エリア外のため、金沢税関管轄となり、通関申請(貨物検査)の際は小松市と金沢税関支署(金沢市)を往復しなければならず、片道1時間、往復で2時間を要す物理的問題が生じている。(結果、リードタイム1.5～2日の増)</p> <p>②金沢税関支署は土日開庁を受け付けておらず、リードタイムに大きな影響を及ぼしている。(リードタイム2日間の増)</p> <p>③輸出入・港湾関連情報処理システムにおいても、小松空港出張所は Air-NACCS、金沢税関支署は Sea-NACCS と管理が異なるため、現在の状況下では、小松空港着荷 Air 案件を Sea にシステム外搬入といった特別な処理をしなければならず、非効率である。</p>